委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月16日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等	
	○知事 ●市区町村長等	
2. 都道府県名	奈良県	
3. 市区町村名	御所市	
4. 届出番号	12	
5. 独自利用事務の事例番号	108-5	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.gose.nara.jp/000000485.html	

執行機関名 御所市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	障害者等への日常生活用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		御所市個人番号の利用に関する条例別表第1 第11の項 障害者等への日常生活用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの
		御所市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成26年御所市告示第120号)第1条
②事效の郷ビュル日的	さわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害サービス	第一条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(平成17年法律第123号)第77条第1項6号の規定に基づき、 <u>障害者及び障害</u> 児が在宅で日常生活を円滑に行えるよう、日常生活用具の給付及び貸与を行うこと により、その <u>福祉の増進</u> に資することを目的としている。
⑦独自利用事務の関連規範		御所市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成26年御所市告示第120号)